

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科の教育研究指導等への協力に関する協定書

国立大学法人鳥取大学（以下「甲」という。）と公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「乙」という。）は、甲の大学院連合農学研究科（以下「連合農学研究科」という。）の教育の一層の充実及び学生の資質の向上に資するため、並びに相互の研究交流を促進することにより農林水産業に関する学術及び科学技術の発展に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（客員教員）

1. 甲は、乙と協議し、乙の大学院環境経営研究科に所属する教員を、甲の人事手続きに則して、連合農学研究科の非常勤の教員として任用するものとする。
2. 甲は、前項の教員に対し、客員教授又は客員准教授（以下「客員教員」という。）の称号を付与する。

（客員教員の義務等）

3. 客員教員は、甲が指定する学生の教育研究指導等を、主として乙において行うものとする。
4. 甲は、客員教員に給与を支給しない。
5. 甲は、客員教員に、予算の範囲内で研究費を配分するものとする。
6. 前項の経費の執行は、乙が行う。
7. 客員教員は、連合農学研究科委員会（管理・運営に関するものを除く。）の構成員となるものとする。

（学生の身分等）

8. 3. により教育研究指導等を受ける学生の、乙における身分等は、乙の定めるところによるものとする。

（研究成果の発表）

9. 学生が、乙において教育研究指導等を受けて得た研究成果の公表等に当たっては、あらかじめ甲と乙の承認を得るものとする。

（財産権の帰属）

10. 学生が、乙において教育研究指導等を受けて得た研究成果の帰属については、甲と乙の協議により決定するものとする。

（その他）

11. 甲は、乙において教育研究指導等を受ける学生に対し、学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帶賠償責任保険に加入させるものとする。
12. 乙において、学生が関与する事故が生じた場合は、事故発生の状況等について甲と乙が調査し、協議の上処理するものとする。
13. 客員教員が乙において学生の教育研究指導等を行う場合の施設・設備の使用料及び光熱水料は、乙が負担するものとする。

14. この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めるものほか必要な事項を定める場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。
15. この協定書に定めるもののほか、必要な事項については、別途「覚書」を取り交わすものとする。
16. この協定書の効力は、令和5年4月1日から発生する。

この協定書は、2通作成し、甲と乙で各1通を所持するものとする。

令和5年3月30日

(甲) 鳥取市湖山町南四丁目101番地
国立大学法人鳥取大学
学長

中島廣光

(乙) 鳥取市若葉台北一丁目1番1号
公立大学法人公立鳥取環境大学
理事長兼学長

江川洋介